

久留米市イメージキャラクターくるっぱの着ぐるみ使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、久留米市イメージキャラクターくるっぱの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を、久留米市（以下「市」という。）のPRや市の特産品の販売促進、地域の行事で公益的活動の推進等を目的として使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 自治体及び外郭団体が主催または共催または後援または協力することとする行事
- (2) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 保育園、幼稚園、学校が主催する行事
- (4) 商工会及び農協等の組合が主催する公共性が高い行事
- (5) 上記以外で、久留米の魅力の発信に資する行事で久留米シティプロモーション実行委員会実行委員長（以下「実行委員長」という。）が認める行事

(使用申込の提出)

第3条 着ぐるみの使用を希望するもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「久留米市イメージキャラクターくるっぱ着ぐるみ貸出申込書」を、事前に実行委員長に提出し、その承諾を得なければならない。申し込みは、使用の1年前から受け付けるものとする。
なお、先着順に申し込みを受け付けるものとする。

(審査)

第4条 実行委員長は、第3条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。ただし、市の後援や協力などがあった場合はこの限りではない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれのあるとき。
- (2) 市及びキャラクター等の信用、品位、イメージを害し、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 特定の個人、団体、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために使用されるおそれがある場合。
- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合。
- (6) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。
- (7) 営利目的の活動に使用するとき。
- (8) その他、実行委員長が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

(使用承諾の通知)

第5条 実行委員長は、申し込み内容を審査のうえ、申請者に対し、貸出承諾又は不承諾の通知を行う。

2 実行委員長は承諾に際し、条件を付することができる。

(使用料)

第6条 使用料は無料とする。ただし、送料等実費は申請者が負担する。

(貸出方法)

第7条 着ぐるみを借り受ける者(以下「借受者」という。)は、久留米シティプロモーション実行委員会事務局(以下「事務局」という。)から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

2 事務局の営業時間外に受け渡しが発生する場合は、借受者同士で直接受け渡しを行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 『久留米市イメージキャラクター「くるっば」着ぐるみ取扱説明書』を遵守し、適切に使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (3) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (4) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (5) その他、実行委員長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取消し)

第9条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その借受者に対し速やかに返還を求めるものとする。この場合、借受者に損害が生じても、久留米シティプロモーション実行委員会(以下「実行委員会」という。)は一切の責任を負わない。

(現状復帰)

第10条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、借受者の責任と負担により、補修またはクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

(借受者の責任)

第11条 着ぐるみの使用により問題が生じた場合は、自らの責任のもと、速やかに適切な

措置を講じるとともに、速やかに実行委員長に報告しなければならない。

- 2 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、実行委員会は一切の責任を負わない。
- 3 着ぐるみの使用に起因する問題等により、実行委員会に損害等が発生したときは、実行委員会は借受者に対し、必要な損害賠償を請求することができる。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年5月1日から施行する。

久留米市イメージキャラクターくるっぱの着ぐるみ貸出申込書

1. 団体情報

申込日	年 月 日
団体名	
代表者氏名	
着ぐるみ取扱責任者 所属・氏名	
住所	〒
電話番号	— —
FAX番号	
着ぐるみ送付先 <small>※郵送が必要な場合のみ</small>	〒
メールアドレス	

2. イベント情報

イベント名			
イベント内容			
参加予定人数	人		
会場名			
使用日時	年 月 日 ()	時 分 から	
	年 月 日 ()	時 分 まで	
借用希望期間 (必須)	年 月 日 ()	時 分 から	
	年 月 日 ()	時 分 まで	
久留米市の協力など	区分	<input type="checkbox"/> 主催・共催	<input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> 協力
	担当課		

3. くるっぱ公式サイト内「活動スケジュール」掲載について

掲載の可否 <small>会場を記載するので問合がある場合があります。</small>	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
--	---

4. 誓約

<input type="checkbox"/> 私は、久留米市イメージキャラクター（くるっぱ）着ぐるみ使用要綱及び『着ぐるみ「くるっぱ」取扱説明書』の規定を遵守します。万が一、各規定の不履行等により、久留米シティプロモーション実行委員長から改善の指示等が生じた場合は、指示内容に従います。

年 月 日

様

久留米シティプロモーション実行委員会
実行委員長

久留米市イメージキャラクターくるっばの着ぐるみ貸出承諾（不承諾）通知書

年 月 日付 で申請のあった久留米市イメージキャラクター
くるっばの着ぐるみの貸出について、下記のとおり通知します。

記

区 分	条 件
<input type="checkbox"/> 承 諾	<p>1. イベント名・内容</p> <p>2. 借用期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで</p> <p>※「久留米市イメージキャラクターくるっば着ぐるみ使用要綱」第7条の規定により、受渡について協力をしていただく場合があります。</p> <p>3. 遵守事項（要綱一部抜粋） （使用上の遵守事項） 第8条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 『久留米市イメージキャラクター「くるっば」着ぐるみ取扱い説明書』を遵守し、適切に使用すること。 (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。 (3) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。 (4) 雨天時に屋外で使用しないこと。 (5) その他、実行委員長が特に付した条件に従って使用すること。 （使用の承諾の取消し） 第9条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その借受者に対し速やかに返還を求めるものとする。この場合、借受者に損害が生じても、久留米シティプロモーション実行委員会（以下「実行委員会」という。）は一切の責任を負わない。 （現状復帰） 第10条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、借受者の責任と負担により、補修またはクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。</p>

	<p>(借受者の責任)</p> <p>第11条 着ぐるみの使用により問題が生じた場合は、自らの責任のもと、速やかに適切な措置を講じるとともに、速やかに実行委員長に報告しなければならない。</p> <p>2 着ぐるみの使用により、借受者が被った被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、実行委員会は一切の責任を負わない。</p> <p>3 着ぐるみの使用に起因する問題等により、実行委員会に損害等が発生したときは、実行委員会は借受者に対し、必要な損害賠償を請求することができる。</p>
<input type="checkbox"/> 不承諾	